

## ○（仮称）明石市ケアラー支援条例（素案）意見公募手続

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条－第3条）

#### 第2章 各主体の責務等（第4条－第8条）

#### 第3章 基本的施策（第9条）

#### 第4章 推進体制（第10条－第12条）

#### 附則

様々な世代や立場で、家族や身近な人に対し、介護、看護、日常生活上の世話等を行っているケアラー（支援者）は、ケアを受ける人を支える上で、重要な役割を果たしています。しかしながら、過大な精神的、身体的、経済的負担により、日常生活に支障が生じ、さらには、社会から孤立するなど、ケアラー自身の活動や生き方に深刻な影響を及ぼすおそれも考えられます。

近年では仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー、ケアと子育てを同時に行うダブルケアラー、高齢の配偶者や親などに対する老老介護や障害のある子に対する老障介護を担う高齢のケアラー、自らが障害を抱えながらも家族のケアを担っている世帯など、それぞれが深刻な課題に直面しています。

世界共通の目標であるSDGsの中でも、人権尊重を土台とした、「誰一人取り残さない社会」を目指していくことが掲げられており、明石市においても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」「持続可能な」「パートナーシップ」によるまちづくりを推進し、各分野での事業者等と連携した当事者支援をはじめ、ケアラーに対する支援についても、関係各課による横断的な体制での支援や、関係機関を通じた実態調査、相談窓口における対応及び市民理解を進める啓発など、対話と共創により、市民の笑顔あふれるやさしいまちづくりに向けて、様々な取組を進めてきました。

子どもも大人も、市民一人ひとりが本当に暮らして良かったと思える “もっと” やさしいまち明石の実現に向けて、全てのケアラーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送り、自分らしい人生を歩んでいくことができるよう、ケアを家族等だけの問題にとどまらない世代を超えた社会問題として認識し、ケアラーを地域社会全体で支えていく必要があります。

ここに私たちは、明石市の「やさしいまちづくり」の考え方のもと、多様なケアラーを支え、ケアラーを含む市民一人ひとりが安心し、尊厳を保持し、かつ、希望をもって自分らしく生きることができるまちづくりをみんなで進めていくために、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、少子高齢化の進展及び社会経済情勢の変化に伴い社会生活又は学校生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーが増加し、その問題が深刻な状況にあることを踏まえ、当該ケアラーが社会生活又は学校生活を円滑に営むことができるようにするための支援（以下「ケアラー支援」という。）について、その基本理念、市の責務及び市民等の役割並びに施策の基本と

なる事項を定めるとともに、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、市が策定する福祉等を目的とするその他の施策と相まって、市民等が相互に支え合う地域社会の構築を図り、もってケアラーの負担の軽減又は解消に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 高齢、身体障害、精神障害、知的障害、疾病又は使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助（以下「ケア」という。）を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
- (3) 若者ケアラー ケアラーのうち、18歳からおおむね40歳未満の者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者をいう。
- (5) 事業者 市内において、事業活動を行う者又は団体をいう。
- (6) 関係機関 事業者のうち、高齢者、障害者又は児童に対して行う福祉、介護、支援、医療、教育等（以下「福祉等」という。）のサービスを提供する業務を行い、その業務を通じてケアラーに関わる可能性がある機関をいう。
- (7) 学校等 関係機関のうち、学校その他の教育に関する業務を行い、その業務を通じてヤングケアラー又は若者ケアラーに関わる可能性があるものをいう。

#### (基本理念)

第3条 ケアラー支援は、そのケアラーが有する困難の内容及び程度に応じ、当該ケアラーの意思を十分に尊重して行われなければならない。

2 ケアラー支援は、市民等の理解及び協力を得ることがその施策の円滑な実施を図る上で必要不可欠であることを踏まえ、地域社会における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら、ケアラーが孤立することのないように地域社会全体で一体的に取り組まなければならない。

### 第2章 各主体の責務等

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ケアラー支援に関する基本的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、ケアラーが自らの状況を理解し、必要な支援を求めることができ、及び市民等がケアラー支援が必要である可能性が高い者を早期に発見し、必要な支援を行うことができることとなるよう、ケアラー支援に関する市民等の理解を深めるための広報、啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、地域社会全体でケアラー支援を推進するため、市の関係する部局が横断的に連携し、市民等及び民間支援団体（ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。）との連携協力体制の構築に努めるものとする。

#### (市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ケアラーのみに負担が集中し、又はケアラーが孤立することのないよう十分に配慮するとともに、ケアラーを地域社会全体で支えることの必要性について理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する基本的施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、当該従業員に対し勤務に当たっての配慮、ケアラー支援に関する情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### (関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、業務を通じて関わるケアラーの健康状態、生活環境等の確認に努めるとともに、当該ケアラーに支援が必要と認める場合にあっては、必要な支援に努めるとともに、当該ケアラーに対しケアの負担軽減に関する情報等を提供し、及び市又は適切な他の関係機関への案内、取次その他早期の適切な支援につながるよう努めるものとする。

#### (学校等の役割)

第8条 学校等は、基本理念にのっとり、児童、生徒及び学生（以下「児童等」という。）がヤングケアラー又は若者ケアラーであると認められるときは、当該児童等の意向を尊重しつつ、当該児童等に係る教育機会の確保状況の確認、支援の必要性の早期の把握その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 学校等は、市又は関係機関と連携して、児童等がヤングケアラー及び若者ケアラーへの理解を深めるために必要な周知及び啓発を行い意識の醸成を図るよう努めるものとする。

### 第3章 基本的施策

#### (ケアラー支援に関する基本的施策)

第9条 市長は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講じるものとする。

- (1) 相談支援体制の整備及びその周知に関すること。
- (2) ケアラーの休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援に関すること。
- (3) ケアラーに対する就学又は就業の支援に関すること。
- (4) ケアラーが互いに支え合うための交流の場の提供及びその交流の促進に関すること。
- (5) ケアラー支援を行うために必要な知識及び能力を有する人材の確保及び育成をするために必要な研修の実施及び情報の提供に関すること。
- (6) ケアラーがケアの方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために必要な事項に関すること。

### 第4章 推進体制

(ケアラー支援に関する計画)

第10条 市長は、基本的施策を総合的かつ計画的に実施し、及びその取組の効果を一層高めるため、市長が必要と認める福祉等に係る施策に関する市の個別計画の中に、基本理念にのっとり計画を定めるものとする。

(地域社会によるケアラー支援の推進)

第11条 市は、ケアラー支援を推進する上で地域社会が果たす役割の重要性に鑑み、地域社会でケアラー支援を行う者に対して、適切かつ効果的なケアラー支援を行うために必要な助言、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市民等は、ケアラーを地域社会全体で支え合う機運を醸成し、共助の取組の推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、予算の範囲内において、ケアラー支援に必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。